

ペットと一緒に避難するために

舞鶴市では、災害時に開設される指定避難所（次ページ参照）にペットと一緒に避難できます。いざという時に備え、大切なペットとともに安全に避難できるよう、日頃の備えについて、準備しておきましょう。

避難所は、様々な方が共同生活を送る場所です。みんなが安心して過ごせるよう、避難所では次のルールを守りましょう。



◆ペット同行避難とは？

災害時、ペットと離れることなく、一緒に指定の避難所へ避難することです。

ただし、避難所内で、ペットと人が同じ空間で生活をするのではなく、ペットは避難所内に設けられた指定のスペースで飼育していただくこととなります。

※法律で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、一般のペットとは異なり、避難者と同じ空間で飼育できます。

◆受け入れ可能なペットは？

原則として、家庭で飼育されている、犬、猫、小動物（うさぎ、小鳥、ハムスターなど）です。

学校の昇降口



◆飼い主として日頃の備え

- ・ペットの健康管理（ワクチン接種等）
- ・飼い主の明示（名札、首輪等）
- ・しつけ（トイレ、ケージ慣れ等）
- ・動物用避難用品の準備



◆ペットの指定スペースは？

原則、公民館等の避難所は、屋外の屋根付き駐輪場や軒下。小学校の避難所では、昇降口を指定スペースとして活用します。

避難所におけるペット同行避難の主なルール

ルール1

避難所では、職員の指示に従ってください。



ルール2

ペットの飼育に関する必要なことは飼い主の皆さんで協力して行ってください。

ルール3

ペットは、指定された場所及び方法（ケージに入れるか、リードでつなぐ）で飼育してください。



ルール4

指定スペースは、飼い主の手によって常に清潔にしてください。



ルール5

ペットの体調不良は、かかりつけ医や最寄りの動物病院に相談してください。



ルール6

大型動物や危険動物は、受け入れられません。（大型爬虫類等）



ペット同行避難ができる指定避難所

	No	地区	避難所名	所在地	ペットスペース	
					屋内(昇降口)	屋外
自主避難所	1	大浦	大浦会館	中田		○
	2	東	まなびあむ	溝尻		○
	3	中	中総合会館	余部下		○
	4	西	西支所	南田辺		○
	5	加佐	加佐公民館	志高		○
拠点避難所	6	大浦	大浦小学校	平	○	
	7	東	朝来小学校	朝来中	○	
	8	東	志楽小学校	小倉	○	
	9	東	新舞鶴小学校	溝尻	○	
	10	東	舞鶴東体育館	北吸		○
	11	東	三笠小学校	桃山町	○	
	12	東	倉梯小学校	行永	○	
	13	東	倉梯第二小学校	行永	○	
	14	東	与保呂小学校	与保呂	○	
	15	東	南公民館	森		○
	16	中	中舞鶴小学校	余部上	○	
	17	西	余内小学校	倉谷	○	
	18	西	文化公園体育館	上安久		○
	19	西	吉原小学校	東吉原	○	
	20	西	明倫小学校	北田辺	○	
	21	西	中筋小学校	公文名	○	
	22	西	池内小学校	布敷	○	
	23	西	高野小学校	高野台	○	
	24	西	福井小学校	下福井	○	
	25	西	岡田小学校	久田美	○	
	26	西	由良川小学校	丸田	○	

Q&A ペット同行避難もっと詳しく！

Q1. 避難所に着いたら、最初に何をすればいいですか？

A1. まずは避難所の受付に、ペットとの同行避難である旨を伝えてください。ペットの指定場所案内や受付の台帳記入などがあります。

Q2. 避難所に連れて行ける「小動物」とは具体的に何ですか？

A2. 「小動物」とは、主にケージで日常的に飼育されており、他の避難者の方に迷惑をかけにくい、うさぎ、ハムスター、小鳥などを想定しています。ただし、種類や個体によっては受け入れが難しい場合もありますので、ご心配な場合は事前に市へお問い合わせください。

Q3. 受け入れできない「大型動物や危険動物」とは具体的に何ですか？

A3. 大型動物とは、大型犬を除き、牛、豚などの家畜を指します。危険動物とは、特定動物(法律で定められた人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)や、毒を持つ爬虫類等、避難所での共同生活において他の避難者やペットに危害を加える可能性のある動物です。

Q4. ペットの「指定スペース」は、避難所のどこになりますか？

A4. 原則として、公民館等の避難所では屋外の屋根付き駐輪場や軒下を、小学校の避難所では昇降口などを指定スペースとします。これは、他の避難者の方への配慮や衛生管理のためです。具体的な場所は避難所の状況等によって変更となる場合がありますので、避難所到着時に職員の指示に従ってください。

Q5. 避難所で他のペットとトラブルになった場合、どうすれば良いですか？

A5. 避難所では、ペットの鳴き声や他のペットとの接触によるトラブルを防ぐため、飼い主責任で管理をお願いします。日頃からのしつけや、他のペットとの接触を避ける工夫をお願いします。万が一、ペット同士又は、ペットと人との間でトラブルが発生した場合、市は責任を負いかねます。また、他の避難者への影響が大きい場合は、避難所から退去をお願いすることもあります。

Q6. 飼い主同士で協力するとは、具体的にどんなことですか？

A6. 避難所でのペットの飼育場所の管理などは、飼い主同士で協力をお願いする必要があります。当番制にするなど、飼い主同士が協力し合い、周りの避難者の方々に配慮した環境を維持しましょう。

Q7. 避難所でのペットの食事や散歩はどうすれば良いですか？

A7. 食事は、飼い主責任で他の避難者の迷惑にならないよう、指定された飼育場所で行い、食べ残しはすぐに片付けて清潔にしてください。散歩が必要な場合、必ず屋外で行い、リードを離さず排泄物の処理を徹底してください。

Q8. 避難所でのペットの健康管理は具体的に何をすれば良いですか？

A8. 避難所では、ペットの体調の変化に注意し、下痢や嘔吐、食欲不振などが見られた場合は、他のペットへの感染を防ぐためにも、速やかにかかりつけ医や最寄りの動物病院に相談してください。避難所に獣医師は常駐していません。また、日頃からのワクチン接種は重要です。

Q9. 避難所に持っていきべき「動物用避難用品」を具体的に教えてください。

A9. 最低限として、以下のものが必要と考えられます。

- ・ケージまたはキャリーバッグやリードと首輪(普段から慣れているもの)
- ・ペットフード(数日分)と食器
- ・トイレシート、排泄物処理袋、消臭スプレー等の衛生用品
- ・常備薬、ペットの名札

Q10. 避難所以外に、ペットと一緒に避難できる場所がありますか？

A10. 災害の状況によっては、親戚や友人宅、ペットホテルなど、ご自身で安全な場所を確保することも有効な避難方法です。事前に複数の避難先を検討しておくことをお勧めします。